

辰野町妊婦のための支援給付金

*** マタニティ応援金 ***

給付額	妊婦一人あたり 5万円	
対象者	申請日時時点で辰野町に住民登録がある方で、以下に該当する方が対象となります。 ・令和7年4月1日以降に妊娠（医療機関による胎児心拍の確認）し、辰野町で妊婦給付認定を受けた方 ※他市町村で妊婦給付認定を受けた方が辰野町に転入された場合は、改めて辰野町の妊婦給付認定を受ける必要があります。 ・令和7年3月31日までに妊娠届出をし、「辰野町マタニティ応援金」、または他市町村の「出産・子育て応援交付金事業」の出産応援金を申請していない方 （医療機関により胎児の心拍が確認されている場合は、令和7年4月1日以降に流産・死産・人工妊娠中絶を経験された方も給付対象となります。）	
給付までの流れ	① 辰野町で妊娠の届出をし、面談等実施時に申請のご案内をします。 ② マタニティ応援金の申請（電子申請）をします。 ③ ご指定の口座にマタニティ応援金を振り込みます。 ※振込通知は、「SMS（ショートメッセージサービス）」にて送信いたします。 au・docomoは「41-1111」、Softbankは「243056」という番号から通知が届きます。振込予定日を記載いたしますので、ご確認ください。 SMSは申請の際に入力いただいた電話番号を利用して送信いたします。	
申請期限	胎児の心拍が医療機関において確認され妊娠が確定した日より2年間 ※胎児の心拍が確認された日が令和7年3月31日以前の場合は、令和7年4月1日から2年間	
申請方法	・ 申請は電子申請（オンライン申請）のみです。申請は妊婦の名義で行ってください。 ・ <u>振込口座には、申請者（妊婦）と同一名義の口座情報を入力してください。</u> ・ 申請は下記URLまたは二次元コードからアクセスしてください。 https://logoform.jp/form/dZWq/970296 	
Q & A	Q	転入前の市町村で妊娠届を提出し、辰野町に転入しますが、マタニティ応援金の対象になりますか？
	A	令和7年4月1日以降に妊婦であり、転入前の市町村で受給されていない場合は、給付対象となります。面談等を受けた際に申請のご案内をします。
	Q	辰野町で妊娠届出をして、マタニティ応援金を受給した後に、他市町村に転出しました。子育て応援金はもらえますか？
	A	転出先の市区町村で給付対象となります。申請方法は転出先の市町村にお問合せください。
	Q	双子を妊娠しています。マタニティ応援金の給付額はいくらになりますか？
	A	妊婦1人(1回の妊娠)につき5万円の給付になります。双子を妊娠している場合も5万円の給付になります。
問合せ先	辰野町役場 子育て応援課 こども家庭センター 電話：0266-41-1111（代表）	